

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和7年12月3日午後1時00分～午後5時05分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

令和8年大阪府警察重点目標の設定について（案）

令和8年大阪府警察重点目標について、運営の基本指針を「府民が安心して暮らせる『安全なまち大阪』を確立するための警察活動の推進」とし、重点目標9項目を設定する旨の報告があり、審議の結果、その内容を了承した。

【委員発言要旨】

著しく社会が変化する中、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を実現するために、掲げられた一つ一つの重点目標を着実に達成していただきたい。

2 報告事項

(1) 令和8年主要行事予定について

令和8年に取り組む予定の強化月間や主要行事等について報告があった。

(2) 令和8年度組織・定員改正について

令和8年度組織・定員改正の概要及び今後の予定について報告があった。

(3) 全国地域安全運動における各署の取組結果について

10月11日から10月20日までの間において実施した全国地域安全運動における各警察署の取組結果について報告があった。

【委員発言要旨】

引き続き、自治体や関係機関と緊密に連携をしながら、粘り強い取組をお願いしたい。

(4) 詐欺等事件の検挙について

生活環境課が、住之江警察署と合同で、標記の事件につき、12月1日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 人事案件について

人事案件について報告があり、その内容について同意した。

(2) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、59件の行政処分を決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金の仮給付支給決定について

殺人未遂事件に係る重傷病給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議の結果、犯罪被害者等給付金を仮給付する旨の支給決定を行った。

(4) 風俗営業法に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく行政処分2件について上申があり、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。

(5) 特定抗争指定暴力団等の指定の延長について

ア 特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び絆會について、同指定を延長する旨を官報に公示するとともに、双方代表者に延長通知書を交付した上で、同指定を延長する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

イ 特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び神戸山口組について、同指定を延長する旨を官報に公示するとともに、双方代表者に延長通知書を

交付した上で、同指定を延長する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(6) 賞揚等禁止命令の発出及び意見聴取の実施について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、賞揚等禁止命令発出に係る意見聴取の期日を12月17日とし、開催事項を公示のうえ、主宰者を暴力団対策室長として開催する旨のほか、当事者が正当な理由なく本命令に係る意見聴取に出席しない場合は、本命令書を発出する旨を決裁した。

(7) 運転免許取消処分の処分変更について

運転免許取消処分事案2件について、処分量定を変更する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(8) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許証交付処分等に対する審査請求事案

運転免許証交付処分及び違反者講習の受講に対する審査請求事案について、審議の結果、運転免許証交付処分は道路交通法に従い適正に行ったものであることから、運転免許証交付処分については棄却とし、違反者講習の受講については、行政不服審査法に規定する処分に該当せず、不適法であることから却下とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分に対する審査請求事案について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、棄却とした。

ウ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、棄却とした。

エ ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく禁止命令等の処分に対する審査請求事案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく禁止命令等の処分の取消しを求めた審査請求事案について、審議の結果、本件審査請求は規定に基づき適正に行ったものであるから、棄却とした。

オ 個人情報部分開示決定処分に対する審査請求事案

個人情報部分開示決定処分の取消しを求めた審査請求事案について、審議の結果、大阪府個人情報保護審議会からの答申を尊重し、一部の非開示部分を取り消し、その余の部分は棄却とした。

カ 保有個人情報部分開示決定処分に対する審査請求事案

保有個人情報部分開示決定処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、大阪府個人情報保護審議会からの答申を尊重し、それぞれ一部の非開示部分を取り消し、その余の部分は棄却とした。

(9) 苦情・意見要望等の受理等について

ア 苦情3件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情・意見要望等17件の報告があり、審議の結果、2件については苦情受理として事実調査を指示し、15件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。

(10) 保有個人情報の開示決定について

当公安委員会に対してなされた大阪府個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求1件について、審議の結果、処理方針を決定した。

(11) 大阪府道路交通規則の一部改正について

警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴い、「大阪府道路交通規則」の一部改正について報告があり、可として決裁した。

2 報告事項

(1) 警察官の逮捕について

警察官の逮捕について報告があった。

(2) スマートフォン決済アプリを使用した放置違反金の収納について

スマートフォン決済アプリを使用した放置違反金の収納について報告があった。

(3) 刑事部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について

刑事部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について報告があった。

(4) 交通部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について

交通部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

11月17日から11月24日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上